

「土木工事電子書類スリム化ガイドに関するアンケート調査」の主な要望・意見に対する回答

1. 施工体制台帳作成について

- ・施工体制台帳の事項において、添付作成が必要及び不要な物はわかりやすくなっていますが、出来れば施工体制台帳提出書類一式の作成例が掲載してあれば良いと思いました。

(回答)

土木工事電子書類作成マニュアル添-1を参考に掲載しております。

【土木工事電子書類作成マニュアル R3.9】

URL : https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000752090.pdf

なお、施工体制台帳作成に必要な書類は、工事内容や個々の契約条件により異なるため、見本等の提示は困難であることをご理解ください。

- ・直営施工のため、施工体制台帳の作成は不要であると思っているが、提出を求められた。提出が必要なのであれば明記して欲しいです。

(回答)

直営施工である場合は、施工体制台帳は作成不要です。

- ・スリム化ガイドの説明と、施工体制調査員の調査対象に、乖離や曖昧ではっきりしないところがある。施工体制台帳作成のルールを、スリム化を鑑みて改訂・明確にしていきたい

(回答)

施工体制台帳の作成にあたっては、スリム化ガイド及び土木工事電子書類作成マニュアルに基づき作成をお願いします。引き続き監督職員や検査職員、施工体制調査員への周知徹底を図っていきます。

- ・施工体制台帳に、建設業許可や警備業認定書、厚生年金保険、雇用保険の写しをつける必要はないとなっているが、実際には、施工体制調査時に提示を求められるため、実質的にスリム化になっていない。データベースを整備して、検査員が、会社名で許可や保険加入状況を確認できるようにしてほしい。

(回答)

工事書類のスリム化・簡素化は unnecessary 書類作成・提出を省力化するため整理して参りました。必要な書類の作成を省力化しているものではありません。なお、内容確認のため必要書類の提示を求めることはあります。

- ・施工体制の添付書類は必要最小限とあり、読み取れる最小限としていたが、認識の違いにより、施工体制調査の方は追加資料が必要と言われ添付した。できれば提出する添付資料と元請として確認しておく書類を明確にしてほしい。施工体制の方も少し困っている感じであった。

(回答)

施工体制台帳に添付を必要とする書類はスリム化ガイド P11 を参照願います。
元請として確認しておく書類は、施工体制台帳に記載された情報の基となる書類となります。

- ・施工体制台帳_少額な契約については省略できないのか(少額なのに書類やり取り手間が多く請け負ってくれる業者選定の障壁になることがあるため)。

(回答)

施工体制台帳は建設業法に基づき、公共工事を施工するために下請契約を締結する場合は、下請金額にかかわらず作成が義務づけられています。ご理解いただくようお願いいたします。

- ・書類の要否について、施工体制台帳の添付不要書類に見積依頼書の添付図面は記載してありますが見積書も不要なのでしょうか。必要書類の中にも記載が無いので判断がつかない物があるように思われます。

(回答)

建設業法において施工体制台帳に添付を必要とする書類の一つに「下請負人が注文書との間で締結した契約書の写し（注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し）」があります。スリム化ガイドでは一例として「契約書の写し」に関連する見積依頼書の添付図面は不要としていますが、見積書自体については、建設業法で定める請負契約の内容（15項目）が「契約書の写し」のみでは網羅出来ない場合に提出する必要があります。

- ・施工体制台帳の添付書類の中に外国人就労者関係の書類について提出の有無がはっきり記載されていないため、事務所単位で対応が様々なので提出の有無について記載して頂きたい。

(回答)

施工体制台帳において外国人就労者関係の書類を監督員に提出する必要はありません。

- ・施工体制台帳は、測量業者の提出を求められ提出した。

(回答)

建設工事の請負契約に該当しない資材納入、運搬業務、測量業務などについて施工体制台帳を作成する必要はありません。

- ・施工体制台帳や施工体系図及び作業員名簿など、最新様式のことを URL や書類添付などで対応してもらいたい。

(回答)

施工体制台帳等の書式（作成例）は以下に掲載されております。

【施工体制台帳、施工体系図等】

URL : https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html

- ・施工体制台帳に関しては、例えば担当技術者一覧などが無くなるなど若干のスリム化が図られているが、軽微な作業を依頼するにもその都度作成しないといけない書類が多いため、更なる簡素化をお願いしたい。

(回答)

施工体制台帳は建設業法に基づき、公共工事を施工するために下請契約を締結する場合は、下請金額にかかわらず作成が義務づけられています。ご理解いただくようお願いします。

- ・施工体制台帳の作成範囲に”国交省の特例により一次下請負人の警備業者は作成範囲に含まれる”とあるが、二次下請負人の警備業者は作成範囲に含まれないという解釈でしょうか。

(回答)

二次下請負人の警備業者は作成範囲に含まれません。

- ・スリム化ガイドでは ASP で提出不要な書類になっている書類でも、業法上等で確認の必要性がある書類は紙等で提出している実情があります。そのため、二度手間になっていますので必要な書類は ASP でも必要として貰った方が受発注者共に改善されると思いますので御一考して頂ければと思います。

(回答)

提出不要の書類を提出する必要はありません。確認が必要な書類は提示頂ければ良いです。

- ・施工体制の点検は、電子データにより実施することとされているが、同ガイドにて請負会社の社会保険への加入証明は添付不要とされていて、社会保険の加入状況を発注者側で確認できないのではないかとと思われるため。

(回答)

施工体制台帳における請負会社の社会保険への加入証明は提出頂く必要はなく、提示により確認が可能です。

- ・施工体制台帳書類の更なる簡略化と工事履行報告そのものを無くせませんか？遠隔臨場は映像で現場確認するには5Gで対応するなどまだ問題がある為、試行が必要だと思います。

(回答)

- ・施工体制台帳は建設業法に基づき、公共工事を施工するために下請契約を締結する場合は、下請金額にかかわらず作成が義務づけられています。ご理解いただくようお願いします。
- ・工事履行報告書は契約事項で発注者が工事の工程を把握するためなどに必要な重要な書類です。ご理解ください。
- ・遠隔臨場については今後アンケート調査等を実施し、課題解決に向けたフォローアップを実施する予定です。

- ・建設業許可証等データベースで検索できるものは提出しなくてもよいのでは。国土交通大臣の判が押される資格等は国土交通省にてデータベース化して頂ければありがたい。

(回答)

施工体制台帳の添付書類として、建設業許可や警備業認定証の写しは不要です（スリム化ガイド P10）。

- ・年度毎(施工体制調査員)により提出及び提示する書類が変わるので統一していただきたい。去年は提出しなかったが、これを付けておいた方が良い等。(提出の必要はないのに)

(回答)

引き続き、関係者に対し各種会議など様々な場面において、施工体制点検の統一化並びに工事書類のスリム化に留意するよう周知徹底を図ります。

2. 設計審査会（工事着手前）における書類作成の役割分担について

- ・維持工事は対象なのかそうでないのか明確にしてほしい。

(回答)

工事着手前の設計審査会は書類の役割分担を明確化する目的もあることから維持工事を含む全ての工事が対象です。

- ・役割分担は監督職員との打ち合わせ簿でのみ実施にしていきたい。役割分担の明確化の為だけに、着工前に会議を開くことは時間的に難しいです。

(回答)

設計審査会をはじめ、各種会議・打合せはWEB会議に努めることとしています。WEB会議の推進により有効的な時間活用に資することが可能と考えます。

- ・特記仕様書にて、工事着手前の設計変更審査会で、確認する事項が多いような気がするので、減らせればと思います。今回であれば、1.条件明示チェックリストにて受発注間で共有する。2.工事工程クリティカルパスの共有及び、工事工程の照合（クロスチェック）の実施。3.出水期の現場管理及び施工について。4.出水期施工中の退避時の措置について。以上について、審査会で確認した上で、3と4については、監督職員に提出するもとなっておりません。

(回答)

3. 出水期の現場管理及び施工について、4. 出水期施工中の退避時の措置は、出水期間中の臨機の措置内容を、工事着工前に受発注者双方で確認する必要がありますので、ご理解ください。

- ・設計審査会の開催前に担当出張所とは内容について、ある程度調整が必要だと思います。

(回答)

設計審査会のスムーズな進行を図るための事前調整は適宜実施してください。

- ・維持工事では、前述の通り受注時は施工内容及び施工数量も未定のため、審査内容に該当しない為、審査を除外して頂きたい。特記仕様書の別項目記載の「契約内容の変更手続き」「設計変更等」で充分対応可能と思います。

(回答)

工事着手前の設計審査会は書類の役割分担を明確化する目的も兼ねています。役割分担を徹底する観点からも維持工事を含む全ての工事が対象です。

- ・設計審査会は着手前に開催されると強く表記していただきたい。変更要素をあらかじめ取りまとめてからではないとしていただきたいです。

(回答)

工事着手前の設計審査会の扱いについてはスリム化ガイド P5 を参照願います。

- ・「設計図書、条件明示と現場との不整合による設計図書修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）」は発注者負担と記載されていますが、「大幅」の基準は記載がありませんので、担当者によって基準が変わってしまいます。

(回答)

照査結果により生じた、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等は発注者負担ですが、詳細は「工事請負契約における設計変更ガイドライン」を参照願います。

【工事請負契約における設計変更ガイドライン】

URL : <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000206.html>

- ・工事着手前の設計審査会について、開催の有無の条件及び、発注者・受注者どちらから発議するものなのか明確にしてほしい。

(回答)

工事着手前の設計審査会は、作成書類の役割分担を明確化する目的もあることから、発議によらず全ての工事で開催対象です。

【設計審査会について (R3.9.17)】

URL : <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>

- ・今回は、掘削工事ですので、あまり工種等、施工に対する条件明示等も少なく、工事工程についても、問題ありませんでしたが、工種が多い工事の場合、条件明示チェックに伴い、多々調整等が多く発生する可能性がありますので、発注者から条件明示を説明等が、設計審査会（着工前：施工計画以前に一度）で、協議中の経過状況等が直接聞くことができ、事務所では解っているが、出張所に説明できていない情報等があると思いますので、また、設計照査段階で疑問に思う箇所等がその場で聞くことができればと思いました。

(回答)

関東地方整備局では三者会議や設計審査会などコミュニケーションの確保を目的とした取組を積極的に行っています。これら会議を情報共有の場としてご活用ください。

3. 臨場確認（段階確認、確認立会、材料確認）

- ・監督職員、現場技術員が確認した実測値は、電子的な方法で記録。とありますが、まだまだ、タブレット端末等で帳票作成、文字記入という状況にはない為、紙書類に実測値をサインしてスキャンした方が、効率が良いです。もしくは、スキャンして手書き文字をtxt化という手法もあるかと思われます。

(回答)

スリム化ガイドに記載されている内容は紙資料に手書きをした実測値やサインをスキャンする手法を妨げるものではありません。

- ・除雪作業においては、現地状況などの把握や作業内容の共有などで遠隔臨場は効果的だと思われる。(実施中)

(回答)

建設現場の遠隔臨場は受発注者双方の働き方改革や生産性向上に寄与する取組であり、原則全ての工事を対象としています。今後とも本取組の推進にご協力をお願いします。

- ・遠隔臨場については、特記等で縛りをつけてしまうと、現場で直接確認しないとわからない立会項目までとなってしまうため、遠隔臨場、現場臨場を臨機応変に行う事ができる特記記載にして頂きたいと思えます。

(回答)

関東地方整備局では、設計図書において遠隔臨場を適用する工種、確認項目は受発注者間にて協議し選定することとしております。なお、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R4.3」では段階確認項目の適応性を示しており、これを参考にしながら工事特性、現場条件などを踏まえた臨場方法をご検討ください。

実施要領（案）URL：<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000212.html>

- ・遠隔臨場に関しては、まだ電波状態が悪い箇所もあるため、柔軟な対応をお願いします。

(回答)

山間地域など通信環境が悪い地域での遠隔臨場の導入については、今後の実装化に向けた課題の一つと認識しています。なお、遠隔臨場に適さない通信環境、段階確認工種・項目である場合は、通常の現場臨場でも差し支えありません。

- ・臨場確認は、ウェアブルカメラで当該工事は実施しますが、材料確認・段階確認等で人員は3名位必要となりますので結果、ウェアブルカメラではなく以前通りの現地での確認が望ましいと思えます。

(回答)

建設現場の遠隔臨場は受発注者双方の働き方改革や生産性向上に寄与する取組であり、移動時間や立会の待ち時間の軽減となり、効率的な段階確認等の実施に効果的です。今後とも本取組の推進にご協力をお願いします。

- ・「遠隔臨場」に関しては、設計図書に明記されている仕様を満たした機器であっても、「アプリケーション」を「PC」にインストールが必要な製品があります。関東地方整備局のセキュリティポリシー上、監督職員が使用する「PC」への「アプリケーション」のインストールには「企画部情報通信技術課」への「事務所電算担当者からの届出」が必要なため、当該機器の使用が忌避され、「専用PC」を用意するように要請されました。「アプリケーション」を「PC」にインストールすることが不可であるならば、その旨を設計図書に明記する。又は、「土木工事電子書類スリム化ガイド」に「アプリケーション」を「PC」にインストールが必要な製品であっても、監督職員は忌避してはならない旨を明記していただけないでしょうか。

(回答)

遠隔臨場は「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）（R4.3）」を参考に実施願います。

【建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）（R4.3）】

URL：<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001473624.pdf>

実施要領（案）に国交省 PC へのアプリケーションのインストールは原則行えない旨記載しております。なお、専用 PC をご準備頂く場合はこの限りではありません。

- ・臨場確認について、紙資料は不要とのことだが、実際は要求される場合もある。

(回答)

引き続き、発注者側の関係者に対し各種会議など様々な場面において、工事書類のスリム化に留意するよう周知徹底を図ります。

4. 工事検査

- ・作成不要とされる書類を作成した場合、減点となるのでしょうか。例えば、工事概要説明資料は、検査官へ工事内容を説明しやすいということもありますが、施工者が工事をふりかえるときにも役立つ為、作成したいと考えております。

(回答)

不要な書類を作成することは工事成績評定では加点されず評価もされません。スリム化ガイド P18 を参照願います。

また、スリム化ガイドでは工事概要説明資料は作成不要としておりますが、受検者の意向で作成することを妨げるものではありません。

- ・検査時に書類で整理されている方が分かり易いものもあると思います。

(回答)

工事検査は電子データにより実施してください。スリム化ガイド P18 を参照願います。

- ・ 検査書類限定型工事の場合の書類について、必要とされている 10 種類の資料以外の提示や作成が行われているのが現状であるため、改善頂けると幸いです。

(回答)

検査書類限定型工事検査の場合、特別な事由があり追加書類を求める必要がある場合は事前に受注者に通知することになっています。今後、検査職員に対し更なる周知徹底を図ってまいります。

なお、検査書類限定型工事検査の場合でも工事完成図書として 10 書類以外のものは作成が必要です。

5. 施工計画書

- ・ 施工計画書について、どの程度の事に変更しなければいけないのか、基準を明確にしてほしい。

(回答)

変更施工計画書は例えば工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増工や工期のわずかな変更では作成、提出は不要です。スリム化ガイド P6 を参照願います。

- ・ 毎年ページ数が増えていく。簡素化なのか疑問。

(回答)

今後とも関係者のご意見を聞きながら工事書類のスリム化に努め、工事の円滑な施工、働き方改革の推進に取り組みます。ご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。

6. 工事打合せ簿全般

- ・ 受注側としてはいろいろ心配なので多くの書類を作成しますが必要か不必要かを明確に欲しい時があります。

(回答)

打合せ簿に添付する資料は、内容が確認できれば良いものとし、極力既存資料を活用することとしています (スリム化ガイド P8)。

- ・ 電子になっただけで、書類量はあまり変わっていない。同等管理工事・作業内容として地方公共団体の 5~10 倍の書類量になっている。

(回答)

今後とも関係者のご意見を聞きながら工事書類のスリム化に努め、工事の円滑な施工、働き方改革の推進に取り組みます。ご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。

- ・作業日報の書類スリム化について
 - ・清掃作業の日々の作業日報、または作業報告書について、各地方整備局、事務所、出張所ごとに作成内容や、添付資料にかなり違いがあったりする。
 - ・建設機械の運航タコグラフの提出があったり、タコグラフに時間ごとに、手書きでその時間に何をしていたか記入しなければならなかったりすることがある。
 - ・せめて関東地方整備局管内でも清掃作業の作業日報について最低限書類内容を明確化してほしい。
 - ・不要だと思われるタコグラフ詳細の手書きなどを省略することを検討していただきたい。

(回答)

ご提案については、現状把握を行うとともに関係者と調整しながら改善すべきところがあれば必要な措置を講じていきたいと考えます。

7. 工事関係電子書類一覧表

- ・受注時 4～5 月頃作成、別紙様式-15 使用とあるが、WEB 上に電子様式がない、毎年様式内容が変わる、担当事務所の WEB 掲載様式も古い。その他の様式等でもいえるが、共通仕様書・帳票様式等、WEB 上で別々の場所等にある為分かりづらい。さがすのに時間がかかっている。工事・電子・契約等、共通仕様書・様式等、WEB 上ですべて 1 箇所にまとめてほしい。別々の WEB 上はやめてほしい。

(回答)

土木工事共通仕様書及び土木工事特記仕様書に基づく標準帳票様式を、関東地方整備局HPに新たに掲載しましたのでご活用ください。

【関東地方整備局 土木工事共通仕様書、土木工事特記仕様書

URL : <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

- ・発注事務所及び出張所によって多少のローカルルールがある事は、承知していますが、受注時に関係書類作成について説明をして頂けると助かります。

(回答)

工事着手前の設計審査会で、受注者が作成すべき書類、発注者が作成すべき書類を明確化することとしております。スリム化ガイド P5 を参照願います。

8. 品質・出来形管理

- 品質・出来形管理_数値証明する写真添付がどの程度必要か、また不要なのか。

(回答)

品質・出来形管理については「品質管理図表」・「出来形管理図表」のみ提出すれば良く、数値証明する写真添付は不要です。なお、写真管理については関東地方整備局の写真管理基準を参照願います。

【関東地方整備局写真管理基準 R4.3】

URL : https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000826542.pdf

- 品質・出来形管理について、ヒストグラム等の結果をわかりやすくするためのものが、管理図表で代用可能のため不要とされているのは違和感を覚える。

(回答)

測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、品質管理図表にて代用可能なため、工事書類の簡素化の観点から作成不要としています（土木工事電子書類作成マニュアル P87）。

9. 創意工夫・社会性に関する実施状況

- 創意工夫等の書類の簡素化をお願いしたいです

(回答)

創意工夫・社会性等に関する実施状況の「自ら立案実施した創意工夫や技術力」及び「地域社会や住民に対する貢献」として評価できる項目について、1 工事につき最大 10 項目までとしております。スリム化ガイド P17 を参照願います。

- 一覧表作成から各項目の説明等の書類の簡素化をお願いしたいと思います。

(回答)

実施状況の説明資料は簡潔に作成していただき、項目も最大 10 項目までとしております。スリム化ガイド P17 を参照願います。

10. 産業廃棄物管理表

- 設計変更調書において、廃棄物の数量確認を行うために、マニフェスト（E 票）のコピー（PDF）をすべて提出した。

(回答)

マニフェストは監督職員への提示のみ、コピーの提出は不要です。

（土木工事電子書類スリム化ガイド P16）

- ・スリム化ガイド 19 のマニフェスト提出不要について
 - ・集計表を別に作成してコピー提出不要にするよりは、集計表を不要にして、コピーを必要に応じ提示したほうが書類の簡素化になるのではないかとと思われる。
 - ・工事進捗管理で、自社で数量集計をしていて、さらに特記仕様書で捨土搬出調書の提出が記載されているので同じような書類の二度も作成を強いられているような状況である。

(回答)

契約変更数量の根拠として集計表は必要であるため、作成し提出頂く必要があります。

発注者が提出を求める建設発生土搬出調書の様式は、土木工事電子書類作成マニュアルでは例として提示しています。自社の様式が、発注者が求める必要項目を網羅しているのであれば、調書の統一化について監督職員と協議することは可能であると考えます。

1 1. 工事履行報告書

- ・工事履行報告書は、実施工程表を提出している。

(回答)

実施工程表は提出する必要はありません。スリム化ガイド P15 を参照願います。

1 2. 休日・夜間作業届

- ・休日・夜間作業届は、不要だと思います。作業がある場合は、週間工程表にて報告で十分と思うため。

※現在の工事は、週間工程表で対応している。

(回答)

休日・夜間作業届は不要です。スリム化ガイド P15 を参照願います。

1 3. その他

- ・電子納品に関する内容も欲しい

(回答)

電子納品等運用ガイドライン R4.3 を参照願います。

【電子納品等運用ガイドライン R4.3】

URL : http://www.cals-ed.go.jp/mg/wp-content/uploads/guide_c10.pdf

- ・特記仕様書との整合をはかってほしい。(情報共有システムの選択について・特記では協議し承諾、スリム化ガイドでは書類の作成不要)

(回答)

情報共有システムの選定について書類の作成は必要ありません。スリム化ガイド P4 を参照願います。また、特記仕様書については R4.4 以降記載内容を見直しスリム化ガイドと整合が図られております。

なお、利用開始日、必要なユーザー I D 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認が必要となります。

- ・関東地整に限らず、他の地整や地方自治体にも準拠して頂きたい

(回答)

関係機関との各種会議において、関東地整のスリム化の取組を周知してまいります。

- ・P 4 において、電子化する書類には、「捺印不要」と明記していただきたい

(回答)

電子書類については、捺印は不要です。

- ・発注者（上席部門）は簡素化や発注側者側書類の作成を理解し指示を頂けるが、発注者側担当者には、一部制度を理解されていない方がおり受注者の責任を超えた書類作成を求められることがあった。発注者側でも再度徹底をお願いします。

(回答)

引き続き、発注者側の関係者に対し各種会議など様々な場面において、工事書類のスリム化に留意するよう周知徹底を図ります。

- ・無償貸与建設機械稼働実績報告と無償機械借用返納書の電子化について

- ・発注者から ASP でのやり取りができないかと提案された。

- ・現状として稼働実績報告と借用返納書については、事務所管理二課、経理課、局まで決裁、確認が必要になり、ASP のような出張所の決裁で完了する決裁方法では ASP 決裁後の流れで事務所や局に提出するのは難しいのではないかという結論になった。

- ・ASP 工事打合せ簿に、『決裁完了後、管理二課へ提出』なども一言添えて書類の行先を分かりやすく効率化しても良いか。

- ・代表主任監督員決裁後の提出先の明示をして受発注者どちらでも、事務所や局に提出できるように環境づくりが必要かと思われる。

(回答)

ご提案については、現状把握を行うとともに関係者と調整しながら改善すべきところがあれば必要な措置を講じていきたいと考えます。

- ・維持管理が建設業において特殊な分野であることから共通仕様書やマニュアルにおいて合致しにくい書類があり活用しにくいことがある。出来形管理や品質管理など緑地管理においては解釈が難しいため、建設業全体から絞り込んだガイドが今度出てくると工事書類作成の上で非常に助かります。

(回答)

今後とも関係者のご意見を聞きながら工事書類のスリム化に努め、工事の円滑な施工、働き方改革の推進に取り組めます。ご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。